

尖閣諸島沖における中国漁船衝突事件に関する意見書

本年9月7日、尖閣諸島沖の日本領海内で中国漁船衝突事件が発生し、那覇地方検察庁は25日、公務執行妨害容疑で逮捕した中国人船長を処分保留のまま釈放した。尖閣諸島は明治28年に日本領に編入されたが、近年、この地域で天然資源が発見されて以降、中国政府や台湾当局も領有権を主張し始めたところである。

しかしながら、敗戦後に旧連合国との間に、サン・フランシスコ平和条約を締結し、尖閣諸島は沖縄の一部として米国の施政下に置かれ、その後、沖縄返還協定により同諸島も日本に返還された経緯があり、歴史的にも国際法上からも明確な根拠があることから、同諸島が日本の領土であることは明白である。

このたびの事件において、政府が船長を釈放したことは、中国の圧力に屈した以外の何物でもなく、「弱腰外交」により国際社会に対し、誤ったメッセージを発信したばかりでなく、自国の領土権を放棄するに等しい行為を選択したことは、誠に遺憾である。我が国及び国民は、自国の領土を守ると言う意識を明確に持たなければならず、国家主権の侵害に対しては、国際法及び国内法に基づいて厳正に対処していく姿勢を貫く必要がある。

よって国会並びに政府におかれては、尖閣諸島は日本の固有の領土であることを明確に示すとともに、同諸島をはじめとする我が国領土の防衛に万全の措置を講じ、国家主権を侵害する同様の事件が起こった場合には、国際法及び国内法に則り厳正に対処するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月15日

新潟県議会議長 小野 峯 生

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	西 岡 武 夫 様
内 閣 総 理 大 臣	菅 直 人 様
外 務 大 臣	前 原 誠 司 様
国 土 交 通 大 臣	馬 淵 澄 夫 様
防 衛 大 臣	北 澤 俊 美 様

北方領土の返還を求める意見書

ロシアのメドヴェージェフ大統領が本年11月に横浜で開催されるAPEC首脳会議に出席する際、北方四島に立ち寄る意向を示唆している。

ソ連時代を通じ、ロシアの国家元首が北方領土を訪問した例はなく、実現すれば日露関係が過去、最悪レベルに落ち込むことが予測される。ロシア国内の新聞に「大統領は憲法の保証人として管轄権の及ぶ遠隔地を訪れる義務がある。」との記事も掲載されており、ロシア国内で領土主権を既成事実とする世論形成が進んでいることが示されている。メドヴェージェフ大統領はプーチン首相に比べ「欧米重視」とされる一方、中国とも大統領就任前から個人的パイプを築いており、北方領土訪問計画には、欧米や中国と手を組む姿勢を示すとともに、対日圧力を強め、国内保守層にアピールする狙いがあるとも指摘されている。

そもそも北方領土は、昭和20年8月14日に日本がポツダム宣言の受諾を決定して無条件降伏を受け入れたにもかかわらず、同28日から9月5日にかけてソ連が北方領土に上陸のうえ占領したものであり、現在に至るまでソ連及びそれを継承したロシアが実効支配を継続し、不法に占拠しているものである。ロシアによる事実上の領有状態のため、我が国政府が領有権を主張しているものの、一切の施政権は及んでいないところである。

北方領土は、我が国民が父祖伝来の地として受け継いできた土地であり、これまで一度も外国の領土となったことがなく、国際的な取り決めからも、日本に帰属すべき領土である。

よって国会並びに政府におかれては、メドヴェージェフ大統領の北方領土の視察を行わないようロシア政府に強く要請するとともに、外交交渉を通じて、北方領土問題を解決し、両国間に真の相互理解に基づく安定的な関係を確立することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成22年10月15日

新潟県議会議長 小野 峯 生

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
外務大臣	前原誠司様
沖縄及び北方対策担当大臣	馬淵澄夫様

外国資本による無秩序な水や森林等の資源に係る 不動産買収への早急な対応を求める意見書

韓国資本による長崎県対馬の土地や施設など不動産の買い占めについては、我が国の防衛上、見過ごすことができない状況にあったことから、本県議会においては、昨年、外国資本による不動産買収の規制など領土保全に対する特別措置を講じることを求める意見書を、国会並びに政府に対し提出している。

近年、中国やインドなど工業化が著しい諸国における水需要の急増により、世界中で水資源の開発が行われており、争奪戦の様相を呈している。また、森林資源は、今後、増大が見込まれる二酸化炭素排出権取引に利用されることも予想され、国内各地において外国人による水資源や森林資源の買い占めが行われれば、日本の国益を損なうことが危惧されている。

現在の土地制度は、持ち主の倫理観に頼る性善説に立っており、望ましくない資源管理や乱開発を規制できないとも指摘されていることから、外国人による資本力に物を言わせた水資源や森林資源などの急激かつ無秩序な買い占めが行われるリスクは、決して低いものではない。

よって国会並びに政府におかれては、外国資本による無秩序な水や森林等の資源に係る不動産買収を規制するなどの特別措置を早急に講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成22年10月15日

新潟県議会議長 小野 峯 生

衆	議	院	議	長	横	路	孝	弘	様
参	議	院	議	長	西	岡	武	夫	様
内	閣	総	理	大	菅		直	人	様
総	務	大	臣	片	山	善	博	様	
外	務	大	臣	前	原	誠	司	様	
農	林	水	産	大	鹿	野	道	彦	様
国	土	交	通	大	馬	淵	澄	夫	様
環	境	大	臣	松	本		龍	様	

口蹄疫被害の復興支援と再発防止を求める意見書

本年4月20日に宮崎県において発生が確認された口蹄疫は、国内において過去に例のない規模で拡大し、甚大な被害をもたらした。すでに終息宣言がなされたが、宮崎県をはじめ隣県の鹿児島、熊本の畜産業の復興再生は緒に就いたばかりであり、経営再建と被害地域の経済再生は急務である。

被害地域の復興再生を図るためには、当該自治体の取組に対して、国が積極的に財政・税制面で支援を行い、全国の畜産経営者を勇気づけ、我が国畜産業の新たな飛躍につなげていかなければならない。

また、口蹄疫をはじめとする家畜伝染病は、我が国の畜産業にとって経営を危機に陥れる潜在的なリスクであり、国は再発防止のために率先して同様の被害が二度と起こらないよう、万全の対策を講じなければならない。

よって国会並びに政府におかれては、下記の事項について対策を徹底し、復興支援と再発防止に努めるよう強く要望する。

記

- 1 本年6月に施行された口蹄疫対策特別措置法の完全実施を進め、畜産業の経営再建に努めること。
- 2 口蹄疫により甚大な被害を受けた宮崎県はもとより、周辺の鹿児島県、熊本県に対し、地域再生に向けた支援を早急を実施すること。
- 3 今回の口蹄疫発生の原因究明はもとより、発生に際しての初動態勢、まん延防止策等を検証し、定期的な情報提供に努めるなど、再発防止策に万全を期すこと。
- 4 再発防止に向け、家畜伝染病予防法の抜本改正について早急に検討を開始すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月15日

新潟県議会議長 小野 峯 生

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	西 岡 武 夫 様
内 閣 総 理 大 臣	菅 直 人 様
農 林 水 産 大 臣	鹿 野 道 彦 様
内 閣 官 房 長 官	仙 谷 由 人 様